

## 『国際文化研究』投稿規定

(令和元年5月31日 図書論集委員会)

(令和3年6月13日 図書論集委員会)

(令和5年1月31日 図書論集委員会)

(令和5年11月14日 図書論集委員会)

(令和6年12月16日 図書論集委員会)

- 1 東北大学大学院国際文化研究科（以下、本研究科）の教員、院生、修了生、所属する研究員、および本研究科で学位（修士号・博士号）を取得した者は誰でも投稿できる。上記以外の者の原稿は、本研究科図書論集委員会が認めたものに限る。
- 2 筆頭著者(first author)または責任著者(corresponding author)が本研究科教員、院生、修了生、所属する研究員であれば、他の共著者はそれ以外の者でもよい。
- 3 投稿希望者は、本研究科ホームページから専用の申し込み用フォーム（『国際文化研究』投稿申込書）をダウンロードし、必要事項を記入して、電子メールで本研究科図書論集委員会「国際文化研究」編集担当者専用メールアドレス宛に提出する。
- 4 投稿原稿の種類は学術論文・研究ノート・調査報告・書評とする。
- 5 二重投稿はこれを認めない。すでに別の場所で発表された論文・著書などの自著からの自己剽窃も同様に認めない。ただし、学位請求論文(修士論文・博士論文など)をもとに投稿論文を作成することは、原稿末尾にその旨を明記することで、これを認める。学会のプロシーディングやワーキングペーパーなどの刊行物をもとに投稿論文を作成する場合は、論文を投稿する前に、編集委員会に問い合わせ、問題がないか確認すること。
- 6 執筆言語は日本語または英語とする。
- 7 申し込み締切日は毎年7月31日17時（日本時間、必着）とする。ただし、その日が週末または休日である場合は、その次の平日を締切日とする。
- 8 執筆者には原稿料を支払わない。
- 9 完成原稿を、電子メールで図書論集委員会『国際文化研究』編集担当者専用メールアドレスに送付する。
- 10 詳しい原稿作成要領は、別途定める。
- 11 投稿原稿のほかに、本研究科ホームページから専用フォーム（『国際文化研究』著者情報ファイル）をダウンロードし、必要事項を記入して、下記メールアドレスに送付する。
- 12 投稿にあたって、執筆言語が母語でない場合、原稿提出前に、必ず母語話者のチェックを受けることとする。論文原稿提出時に、チェック済みであることを編集担当者に通知すること。
- 13 本誌に掲載された論文、研究ノート、調査報告、書評の著作権は著者に帰属するものとする。ただし、本研究科は、本誌に掲載される論文、研究ノート、調査報告、書評を電子化により公開する権利を有するものとする。執筆者はこれに同意して、投稿することとする。また著作権やその他の事情で公開の許諾が原稿提出時までには確定していない内容を含む原稿を投稿することはできない。
- 14 原稿提出締切日は毎年9月30日17時（日本時間、必着）とする。ただし、その日が週末または休日である場合は、その次の平日を締切日とする。
- 15 投稿原稿は審査のうえ採否を決定する。審査にさいしては、適任者に査読を依頼する。採否は最終的に、本研究科図書論集委員会が決定する。
- 16 論文投稿時に、原稿作成要領の書式を甚だしく逸脱するものは、査読を依頼する前に編集委員会の判断で不可とすることもある。

### (付 記)

本研究科ホームページ：<http://www.intcul.tohoku.ac.jp/>

図書論集委員会『国際文化研究』編集担当者専用メールアドレス：[kokusaibunka\\_journal@grp.tohoku.ac.jp](mailto:kokusaibunka_journal@grp.tohoku.ac.jp)